

新型コロナウイルス対策に向けた指針 2

令和2年3月27日
皆野町教育委員会

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症については、国内外において感染者数の増加が伝えられており、皆野町教育委員会は、3月5日に「新型コロナウイルス対策に向けた指針」を通知した。その中で、健康安全、小・中学校の臨時休校、感染者への偏見等について指針を示し、学校（園）や町民の協力を得てきた。その後、新たな変化として世界保健機関（WHO）は3月11日、「パンデミック（世界的な流行）」を宣言した。

このような中、課題も浮上してきた。教育課程に関すること、運動機会に関すること、部活動に関すること等である。3月17日付文部科学省の通知に基づき、当分の間指針2を定める。

2 指針

(1) 教育課程について

- ・ 学習に著しい遅れが出ることがないように、春季休業期間中から必要な措置を講じる。
- ・ 令和2年度における補充のための授業や補習などの必要な措置を講じる。

(2) 運動する機会の確保について

- ・ 学校教育施設を児童・生徒等に開放する。
- ・ 日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を安全な環境の下で行うよう児童生徒等に指導する。ただし、次の「感染拡大防止のための配慮事項」を踏まえる。

※ 「感染拡大防止のための配慮事項」

- ・ 一度に人が密集する運動とならないよう配慮する。
- ・ 手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）を消毒液で清掃する。
- ・ 体育館等室内運動時は扉や窓を適宜開けて換気をする。
- ・ その他避けること

換気の悪い密閉空間 人が密集するところ 近距離での対話や発声

(3) 部活動

- ・ 行わない。

3 おわりに

国・県の通知等を参照されたい。健康被害がなく、感染症が終息することを願う。

この指針2は、令和2年3月27日から施行する。